

○美容師法（昭和三十二年六月三日法律第百六十三号） 抜粋

（定義）

- 第二条 この法律で「美容」とは、パーマネントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることをいう。
- 2 この法律で「美容師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて美容を業とする者をいう。
- 3 この法律で「美容所」とは、美容の業を行うために設けられた施設をいう。

（無免許営業の禁止）

第六条 美容師でなければ、美容を業としてはならない。

（美容所の位置等の届出）

- 第十一条 美容所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、美容所の位置、構造設備、第十二条の三第一項に規定する管理美容師その他の従業者の氏名その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 美容所の開設者は、前項の規定による届出事項に変更を生じたとき、又はその美容所を廃止したときは、すみやかに都道府県知事に届け出なければならない。

（閉鎖命令）

- 第十五条 都道府県知事は、美容所の開設者が、第十二条の三若しくは第十三条の規定に違反したとき、又は美容師でない者若しくは第十条第二項の規定による業務の停止処分を受けている者にその美容所において美容の業を行わせたときは、期間を定めて当該美容所の閉鎖を命ずることができる。
- 2 当該美容所において美容の業を行う美容師が第八条の規定に違反したときも、前項と同様とする。ただし、当該美容所の開設者が美容師の当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督を尽したときは、この限りでない。

（罰則）

- 第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第六条の規定に違反した者
 - 二 第十一の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 三 第十二条の規定に違反して美容所を使用した者
 - 四 第十四条第一項の規定による当該職員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
 - 五 第十五条の規定による美容所の閉鎖処分に違反した者